

さくら市農業委員会総会議事録（平成27年9月定例総会）

1. 開催日時 平成27年9月25日（金）午後2時00分から午後4時05分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎第1・2会議室

3. 出席委員（29人）

会長	25番	田代 修一
会長職務代理者	30番	山崎 國一
委員	1番	薄井千恵子
	2番	小菅 和彦
	3番	中山 隆
	5番	齋藤 敏一
	6番	平山 光邦
	7番	野上 春夫
	8番	田代 純一
	9番	齋藤 克之
	10番	鈴木 有一
	11番	小竹 勝
	12番	肥後 太一
	13番	石塚 信行
	14番	手塚 栄一
	15番	舟本 幸美
	16番	門前 義夫
	17番	大塚 明美
	19番	大森 勝雄
	20番	谷田 年美
	21番	宍戸 孝男
	22番	手塚 靖博
	23番	池田 一孔
	24番	落合千枝子
	26番	福田 正和
	27番	佐藤 利通
	28番	石田多美子
	29番	小林 功
	31番	大木 忠一

4. 欠席委員（1人）

18番 渡辺 一郎

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 1号 非農地証明願について

議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出について

議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 5号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 6号 農業振興地域整備計画の変更について

第3 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 碓氷 正一

農地調整係長 野崎 憲作

主査 柴山 雅子

8. 会議の概要

事務局	碓氷	定刻になりました。出席委員29名、欠席委員は18番 渡辺一郎委員の1名であり、定足数に達しており総会は成立いたしますので、まず、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	田代	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>今年は大変な猛暑でいつまで続くのかなと思っていましたら、一転して低温になって、天気が相手に大変だとは思いますが、その中で稲刈りが順調にいくのかなと考えているうちに大雨になり、さくら市も大災害の一手前くらいで、なんとか被害も少なくて済んで安心しているところです。また、大きな被害を受けたところでは大変な思いをしているわけですが、早急な復旧をしていただきたいなと思っております。</p> <p>8月29日ですが、塩谷町で行われました「指定廃棄物最終処分場候補地の詳細調査反対と白紙撤回を求める3,000人緊急住民集会」に私も参加させていただきましたが、当日参加された農業委員の皆さんも大変ご苦労様でした。また、塩谷町の反対同盟会からもお礼の手紙をいただいております。これは塩谷町を中心として、その流域関係の住民の総意として、塩谷町から流れるきれいな水を下流に届けられるように、自然を守りながら、水を守りながら後世に残していけるように頑張っていきたいと思いますという内容の手紙であります。</p>

		<p>また、9月8日付けで農業委員会法が改正され公布されてところですが、これから詳しい情報が入ってくると思いますので皆さんと新しい農業委員会制度を勉強していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、ただいまからさくら市農業委員会9月定例総会を開催いたします。</p>
事務局	碓氷	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは、会議に先立ちまして本日午前10時より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>まず、第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
15番	舟本	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第2号が1件、議案第4号が4件の合計5件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	田代	<p>次に第2調査会委員長の報告を求めます。</p>
12番	肥後	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第2号が1件、第4号が4件、第6号が2件の合計7件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	田代	<p>次に第3調査会委員長の報告を求めます。</p>
30番	山崎	<p>本日は委員長が欠席のため、代わりまして報告いたします。</p> <p>本日午前10時より1名欠席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、第3号が2件、第4号が1件の合計4件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	田代	<p>次に第4調査会委員長の報告を求めます。</p>
3番	中山	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、議案第2号が1件、議案第4号が2</p>

		<p>件、議案第 6 号が 1 件の合計 5 件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	田代	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。 3 番の中山 隆委員、5 番の齋藤敏一委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。 議案第 1 号「非農地証明願について」を議題に供し、番号 1 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第 1 号番号 1 番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから 20 年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
30 番	山崎	<p>案内図 1-1 をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 内容については、ただいま事務局の説明とおりです。付け加えますと、議案第 4 号番号 9 番に関連する案件であります。みなさまのご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 1 号番号 1 番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手で、議案第 1 号番号 1 番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 1 号番号 2 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第 1 号番号 2 番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから 20 年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当</p>

		すると思われしますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
3 番	中山	案内図 1 - 2 をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 内容については、ただいま事務局の説明とおりです。問題はないと考えますので、みなさまのご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。議案第 1 号番号 2 番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手で、議案第 1 号番号 2 番は原案どおり承認されました。議案第 2 号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供し、番号 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第 2 号番号 1 番について、朗読して説明する。 この土地について、売買による所有権移転若しくは賃借権設定の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第 10 条の規定に基づきまして、2 名のあっせん委員の選出をお諮りします。
議長	田代	あっせん委員の選任ですので、第 1 調査会の委員長より指名願います。
1 5 番	舟本	1 1 番小竹 勝委員、3 1 番大木忠一委員を指名いたします。
議長	田代	それでは議案第 2 号番号 1 番のあっせん委員は、1 1 番小竹 勝委員、3 1 番大木忠一委員を指名いたします。 議案第 2 号番号 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第 2 号番号 2 番について、朗読して説明する。 この土地について、売買による所有権移転の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施

		規程第 10 条の規定に基づきまして、2 名のあっせん委員の選出をお諮りします。
議長	田代	あっせん委員の選任ですので、第 2 調査会の委員長より指名願います。
1 2 番	肥後	1 2 番肥後太一委員、2 4 番落合千枝子委員を指名いたします。
議長	田代	<p>それでは議案第 2 号番号 2 番のあっせん委員は、1 2 番肥後太一委員、2 4 番落合千枝子委員を指名いたします。</p> <p>議案第 2 号番号 3 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>議案第 2 号番号 3 番について、朗読して説明する。</p> <p>この土地について、賃借権設定の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第 1 0 条の規定に基づきまして、2 名のあっせん委員の選出をお諮りします。</p>
議長	田代	あっせん委員の選任ですので、第 4 調査会の委員長より指名願います。
3 番	中山	1 7 番大塚明美委員、1 9 番大森勝雄委員を指名いたします。
		<p>それでは議案第 2 号番号 3 番のあっせん委員は、1 7 番大塚明美委員、1 9 番大森勝雄委員を指名いたします。</p> <p>議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号 1 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第 3 号番号 1 番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある 1 0 ha 以上の農地ですので 1 種農地と判断しますが、一時的に利用するためのものであり、尚且つ事業の内容から農地への復元が確実に認められることから、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	担当委員の説明を願います。
1 番	薄井	<p>案内図 3 - 1 をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請地は、国道 2 9 3 号線より約 0.6~0.75m 程度低く、国道からの機械の乗り入れに危険を伴うことの解消、並びに土地が低いため雨水が入り浸透も悪く作物への影響がある事の解消を考え、盛土の農地改良を</p>

		<p>行うものです。現在の表土を 931 m²の部分を 0.82m 掘削し、その一部を特定図 151 m²と 100 m²の部分に 0.65m 程度盛土し、残りを申請地の一部に寄せて置き、公共工事（水道配水管拡張工事）より発生する土の一部を下層部分に盛土し、表土を戻す計画で、現在の高さより 0.65m 程度盛土することになります。盛土後は、耕作しやすくして畑として利用することです。資金計画につきましては、表土処理及び敷き戻し、最終的表土戻し作業は、工事業者が行うこととして、資金の発生はないように計画しております。周辺農地への影響は、北側は申請地より高く盛土された土地、西側は水路、東側が水路、南側が国道のため、影響は無いと考えます。本日 10 時より書類審査及び現地を確認しましたが、問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号番号 1 番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第 3 号番号 1 番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 3 号番号 2 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第 3 号番号 2 番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが 10ha 以上の農地ですので 1 種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」に該当し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
6 番	平山	<p>案内図 3-2 をご覧ください。（申請地の場所を説明する。）</p> <p>転用行為の必要性、申請人は専業農家として耕作しておりますが、使用している農業機械は自宅に置く敷地がないために、自宅から約 500m 離れた場所に保管しているが、近年農業機械の盗難が近所でも発生しており、防犯面で不安を感じている。また農作業をするうえで、自宅周辺から機械を移動することで作業効率が良くなることなどの理由により本申請に至ったものです。土地の選定理由、申請地は自宅より道路を挟んで目前であり、</p>

		<p>防犯性に優れた場所、市道より出入りする道路があること、農業機械の置く広さの敷地が確保できること、耕作農地に近く作業効率が良いことなどから最適地と選定したものです。土地利用計画、敷地に砂利敷きし、市道側と出入り道路側にネットフェンスを設置し、施錠できるようにして盗難防止を図ります。取水排水はありません。雨水は敷地内浸透処理とします。資金計画、事業費 200 万円は自己資金として、残高証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策につきましては、水路で囲まれた土地で、被害はないものと考えますが、転用に際しては被害がないように十分注意して行うということです。本日 10 時より書類審査及び現地を確認しましたが、問題はないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 3 号番号 2 番について承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第 3 号番号 2 番は、原案通り決定いたしました。 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号 1 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第 4 号 1 番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある 10 ha 以上の農地ですので 1 種農地と判断しますが、不許可の例外「農畜産物処理加工施設」に該当し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
15 番	舟本	<p>案内図 4-1 をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請地は周囲を東が田、南が譲渡人所有の畑、西が共同住宅敷地、北が市道に囲まれた土地であります。 本申請は、株式会社〇〇が売買により農産物加工処理施設として転用する案件です。申請者の株式会社〇〇は、宇都宮市に本社を置き、農産物の生産及び加工販売や障害者復帰サービス事業を主な事業とする資本金</p>

100万円の法人であります。

転用行為の必要性、平成22年にさくら市蒲須坂の借地に農産物加工施設を建築して以来、現在に至るまで、近隣で収穫された農産物、主にシイタケを選別・加工する施設、障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業所として機能してきました。まもなく土地賃貸契約期間が終了するため、施設移転を契機に事業内容を整理・改編したいと考えています。土地の選定理由、周囲の農地に被害を及ぼすことなく工事ができること。申請地は大規模消費地である県央北部に位置し、グリーンラインに近接するため出荷・通勤等の利便性に優れ、農産物の加工・販売の拠点として最適であること。加工作業員の安全な通勤路が確保できること。などから選定したものです。

土地利用計画、計画によりますと、農産物加工場・事務所1棟を建築し、従業員及びスタッフ用駐車場18台分を確保しようとするものです。取水は公共上水道に接続し、生活雑排水は合併浄化槽を経て土地改良区排水路に放流する計画となっており、〇〇土地改良区の施設使用許可書が添付されております。雨水は、敷地内が砂利敷きとするため、敷地内自然浸透とする計画となっております。資金計画につきましては、総事業費2,900万円は自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題は無いと判断しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 田代

それでは質疑に入ります。

16番 門前

ただいまの説明でシイタケを選別・加工するということですが、シイタケの仕入れはどうするのですか。

15番 舟本

さくら市内でシイタケ栽培を行っている農家がありますのでそこからシイタケを仕入れるそうです。

議長 田代

そのほかにございますか。

ないようですので採決に入ります。

議案第4番号1番について承認される方の挙手を願います。

【全員挙手】

議長 田代

全員挙手ですので、議案第4番号1番は原案通り承認されました。

		続きまして、議案第4番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	<p>議案第4号2番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
13番	石塚	<p>案内図4-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請地は周囲を東、北、西が宅地、南が雑種地に囲まれた土地であります。本申請は、有限会社〇〇が売買により資材置き場として転用する案件です。申請者の有限会社〇〇は、さくら市に本社を置き、管工事設備業を中心とした総合建設業で資本金500万円の法人であります。</p> <p>転用行為の必要性、現在は資材と若干の車両は本社の倉庫と敷地内の一部を利用し、本社の道路を挟んだところに業務用車両と従業員用の駐車場として10台分を借地している。その他重機置き場としても別な土地も賃借している状況であります。なお、本申請の許可が出次第、現在賃借している土地については解約する予定とのことです。土地利用計画、計画によりますと、資材置場のほか業務用重機、従業員の駐車場として利用するものです。取水・排水はなく、雨水は敷地内浸透とする計画になっております。資金計画につきましては、総事業費470万円は自己資金で賄うこととして金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への影響でございますが、周囲には農地がないため影響はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第4番号2番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	全員挙手ですので、議案第4番号2番は原案通り承認されました。
31番	大木	議案第4番号3番、4番につきましては関連性がありますので、一括

		審議をお願いします。
議長	田代	<p>ただいま、大木委員より議案第4号番号3番、4番につきましては一括で審議願いたいと申し出がありましたがいよろしいでしょうか。</p> <p>(全員了解)</p> <p>それでは、議案第4号番号3番、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号3番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、駅等の周囲おおむね500m以内の区域ですので第2種農地と判断し、「住宅で集落に接続して設置されるもの」ですので、代替性の確認は不要であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>議案第4号番号4番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、駅等の周囲おおむね500m以内の区域ですので第2種農地と判断し、代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
31番	大木	<p>案内図4-3をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請地は周囲を道路及び譲渡人所有地に囲まれた土地であります。本申請は、譲受人である〇〇さんが売買により一般住宅として転用する案件です。転用行為の必要性、申請者はさくら市蒲須坂の賃貸住宅で妻と子どもと暮らしておりますが、子どもも年々大きくなり、また自分もさくら市に定住し、生活の安定を図りたいとして住宅を建築するものです。土地利用計画、計画によりますと、住宅を1棟建築し、駐車場4台分を確保しようとするものです。取水は、公共上水道に接続し、生活雑排水は合併浄化槽処理後、敷地内浸透処理とします。雨水については、敷地内自然浸透処理とする計画になっております。資金計画につきましては、総事業費3,000万円は融資を受けることとし、金融機関の融資見込証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたがい問題はないと判断しております。ご審議のほどよろしく願いたいします。</p> <p>案内図4-4をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>本申請は、有限会社〇〇が売買により資材置場に転用する案件であります。申請者の有限会社〇〇は、矢板市に本店をおき、建物解体、移築工事の曳舞等を主な業務とする資本金300万円の法人であります。転用行為</p>

		<p>の必要性、取引先が宇都宮方面、さくら市、那須烏山市、高根沢町等が多く、現場に行く途中に資材置場があれば不足資材等があったときなどに調達時間の短縮になり、作業効率が良くなる等と考えて今回の申請に至っております。土地利用計画、計画によりますと資材置場、コンクリート製品置場のほか重機1台の置場として利用するものです。取水・排水はなく、雨水は砂利敷きにより敷地内自然浸透とする計画になっております。資金計画につきましては、総事業費400万円については自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題はないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号3番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号3番は、原案通り承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号4番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号4番は、原案通り承認されました。</p> <p>議案第4号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号番号5番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり10ha以上の農地ですので1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を願います。</p>

8 番	田代	<p>案内図 4 - 5 をご覧下さい。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請地は周囲を道路、宅地、農地及び譲渡人所有地に囲まれた土地であります。本申請は、譲受人である〇〇さんが売買により一般住宅として転用する案件です。転用行為の必要性、申請者現在、宇都宮市の賃貸住宅で妻と 2 人で暮らしておりますが、家族並びに自分の生活の安定を図りたいとして住宅を建築するものです。土地利用計画、計画によりますと、住宅を 1 棟建築し、駐車場 2 台分を確保しようとするものです。取水は、公共上水道に接続し、生活雑排水は合併浄化槽処理後、敷地内浸透処理とします。雨水については、敷地内自然浸透処理とする計画になっております。資金計画につきましては、総事業費 3,500 万円は融資を受けることとし、金融機関の融資見込証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題はないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号番号 5 番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第 4 号番号 5 番は、原案通り承認されました。</p> <p>議案第 4 号番号 6 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第 4 号番号 6 番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、鉄塔 2 9 番、3 2 番の撤去工事に係る農地については農地の集团的広がり 1 0 ha 未満であり、農業公共投資の対象となっていない土地ですので第 2 種農地、鉄塔 3 0 番、3 1 番の撤去工事に係る農地は農振農用地区域内農地と判断しますが、一時的に利用するためのものであり、尚且つ事業の内容から農地への復元が確実と認められることから、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を願います。</p>
2 4 番	落合	<p>案内図 4 - 6 をご覧下さい。(申請地の場所を説明する。)</p>

本申請は、〇〇株式会社が賃借により、鉄塔撤去工事に伴い鉄塔周りの農地を工事用地として一時転用する案件であります。転用行為の必要性、〇〇株式会社の所有する設備の特別高圧線路：茨城線は昭和 20 年に建設され、重要な設備としてその役割を担ってきましたが、昭和 62 年の電力系統の見直しによりその役割を終えております。その後、設備の活用等の検討を進めてきたが、今後の活用の見込みがなく、また台風や地震等の災害の発生が懸念されることから、平成 29 年を目途に設備を撤去するものです。今回 4 基の鉄塔を撤去するにあたり、進入路及び工事用地として農地の一時転用が必要となったため今回の申請になったものです。計画によりますと、鉄塔 29 番については 38 m²、鉄塔 30 番については 992 m²、鉄塔 31 番については 823 m²、鉄塔 32 番については 978 m²、合計で 2,831 m²に鉄板を敷き工事を行うものです。資金計画につきましては、総工事費 1,500 万円の資金証明が添付されております。周辺農地への影響ですが、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題は無いと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 田代 それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代 異議なしの声以外ないので、採決に入ります。
議案第 4 号番号 6 番について承認される方、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 田代 全員挙手ですので、議案第 4 号番号 6 番は、原案通り承認されました。
議案第 4 号番号 7 番について事務局の説明を求めます。

事務局 柴山 議案第 4 号番号 7 番について朗読して説明する。
なお、農地区分は、区画整理地域内ですので第 3 種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

議長 田代 担当委員の説明を願います。

29 番 小林 案内図 4-7 をご覧下さい。(申請地の場所を説明する。)
申請地は、上阿久津台地土地区画整理事業地内にあります。譲受人は現在、夫婦で塩谷町の賃貸住宅に住んでおりますが、間取りが狭くなりマイ

		<p>ホームの必要性を感じて住宅を探しておりましたが、建売分譲住宅が見つかり今回の申請に至ったものです。土地利用計画としましては、住宅1棟と駐車場2台分を確保するものです。取水は公共上水道、生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は敷地内自然浸透する計画となっております。資金計画につきましては、総事業費2,640万円を自己資金で賄うこととしており、金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への影響はないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号7番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号7番は、原案通り承認されました。</p> <p>議案第4号番号8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号番号8番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、区画整理地域内ですので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を願います。</p>
29番	小林	<p>案内図4-8をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請地は、上阿久津台地土地区画整理事業地内にあります。本申請は、〇〇株式会社が売買により、建売分譲住宅敷地として転用する案件であります。〇〇株式会社は、宇都宮市に本店をおき、不動産の売買及び建築業を主体とする総合不動産業であります。さくら市においても数多くの住宅の販売実績もあります。土地利用計画、計画によりますと、建売分譲住宅敷地として3区画を計画するものです。取水は公共上水道、排水は公共下水道に接続し、雨水については、宅地内処理とする計画になっております。資金計画につきましては、総事業費5,630万円を自己資金で賄うこととしており、金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への影響については、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題はないと判断しております。ご審議のほどよろ</p>

		しくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号8番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第4号番号8番は、原案通り承認されました。 議案第4号番号9番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号番号9番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地ですので1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
30番	山崎	案内図4-9をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請地は道路、水路、宅地に囲まれた土地であります。本申請は、譲受人〇〇さんが使用貸借により、一般住宅として転用する案件であります。転用行為の必要性、譲受人〇〇さんは現在、実家にて生活していますが、子どもも生まれ、手狭になってきたため独立した住宅を建築する計画に至り、長男ということもあり、実家に近い当申請地の転用申請に至ったものです。土地利用計画、計画によりますと、住宅1棟を建築し、駐車場3台分を確保しようとするものであります。取水は公共上水道に接続し、生活雑排水は合併浄化槽処理後、宅内処理といたします。資金計画につきましては、総事業費2,200万円を融資で賄うこととしており、金融機関の融資見込証明書が添付されております。周辺農地への影響については、本日の調査会において申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題は無いと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。

		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。 議案第4号番号9番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第4号番号9番は、原案通り承認されました。 議案第4号番号10番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号番号10番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地ですので1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」に該当し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
20番	谷田	案内図4-10をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請地は周囲を田と雑種地に囲まれた土地であります。本申請は、譲受人〇〇さんが使用貸借により、農業用倉庫として転用する案件であります。転用行為の必要性、譲受人は専業農家として、水稲、菌床シイタケ等を栽培、販売しておりますが、水稲は自宅周辺と1.5kmほど離れた地区に分かれており、農機具の移動に時間がかかることなどから、作業効率を良くするため、申請地に農業用倉庫を建築し、コンバイン等を追加購入し格納しておくこと、また米等の一時保管場所として利用し農作業効率を向上させるため、今回の申請に至ったものです。土地利用計画、計画によりますと、農業用倉庫1棟を建築し、作業スペースも確保するものです。なお、この事業による取水・排水はありません。雨水は、敷地内自然浸透処理とします。資金計画については、総事業費580万円を自己資金で賄うこととしており、金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への影響については、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題は無いと判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】

議長	田代	<p>異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号10番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号10番は、原案通り承認されました。</p> <p>議案第4号番号11番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号番号11番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がり10ha以上の農地ですので1種農地と判断しますが、一時的に利用するためのものであり、尚且つ事業の内容から農地への復元が確実に認められることから、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を願います。</p>
17番	大塚	<p>案内図4-11をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請地は、周囲を田と道路に囲まれた土地であります。本申請は、〇〇株式会社が賃貸により、駐車場として一時転用する案件であります。転用行為の必要性、〇〇株式会社が道路を挟んだ土地に太陽光発電設備申請工事を行うに当たり、工事業者の通勤車両40台程度を見込んでいますが、工事敷地内には全数を設置するスペースが確保できないため、農地を一時転用して借り受ける必要があるため、今回の申請に至ったものです。土地利用計画、計画によりますと、切土及び鉄板敷きを行い、駐車場として40台分を確保するものです。取水・排水はありません。雨水は敷地内自然浸透とします。資金計画については、総事業費2,635,000円を自己資金で賄うこととし、資金証明が添付されております。周辺農地への影響については、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題はないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号11番について承認される方、挙手を願います。</p>

		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第4号番号11番は、原案通り承認されました。
	(休憩)	(15:25～15:40)
議長	田代	総会を再開いたします。 議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画となります。 第18条第1項に市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されておりますので今回の議案となっております。 平成27年度第6号 公告予定年月日は平成27年9月30日です。 計画の内容としては、利用権設定については、再設定4件、面積63,172㎡、新規4件、面積13,732㎡、うち農地中間管理機構への権利設定は1件、面積7,298㎡、合計8件、面積76,904㎡です。 (利用権新規設定分を朗読して説明) 8番については、農地中間管理機構と賃借権を設定し、農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、知事の認可を受けた後、〇〇氏へ賃借権が設定されることとなります。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
8番	田代	参考までにお聞きしますが、番号6番と7番で「無償」とありますがどうということなのか。
事務局	野崎	6番につきましては親子間の使用貸借権の設定であります。7番につきましては耕作放棄地の再生を蒲須坂地区で取り組むということで、耕作者を〇〇さんに設定したうえで再生作業を行うものです。また条件が悪いということもあり、「無償」ということで所有者の了解を得て設定するものです。
8番	田代	了解しました。
議長	田代	そのほかにございますか。

		<p>ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第5号は、原案通り承認されました。</p> <p>議案第6号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>議案第6号の案件につきましては、除外が3件、用途区分の変更が1件ありますが、用途区分の変更の番号4番は取り下げになっております。</p> <p>議案第6号番号1番について朗読して説明する。</p> <p>氏家土地改良区には、別途農政課が意見照会を行っております。</p> <p>なお、農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっている農地でありますので、第1種農地となりますが、不許可の例外要件「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
2番	小菅	<p>本日の調査会において現地を確認しましたが問題はないと判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑にはいりません。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号1番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号1番は原案どおり承認されました。</p> <p>議案第6号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>議案第6号番号2番について朗読して説明する。</p>

		<p>氏家土地改良区には、別途農政課が意見照会を行っております。</p> <p>なお、農用地区域除外後は、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われまますので、非農地証明書を交付できると判断します。</p>
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
8番	田代	本日の調査会において現地を確認しましたが問題はないと判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑にはいります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号2番について承認される方、挙手を願います。</p>
		【全員挙手】
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号2番は原案どおり承認されました。</p> <p>議案第6号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>議案第6号番号3番について朗読して説明する。</p> <p>この案件については、関連する土地改良区はありません。</p> <p>なお、農用地区域除外後は、農地の転用の制限の例外要件「地方公共団体が土地収用法第3条各号に掲げる施設の敷地に供する場合」に該当しますので、農地法上の手続きは不要となります。</p>
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
17番	大塚	本日の調査会において現地を確認しましたが問題はないと判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑にはいります。
		【異議なしの声あり】

議長

田代

異議なしの声以外ないので、採決に入ります。
議案第6号番号3番について承認される方、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

田代

全員挙手ですので、議案第6号番号3番は原案どおり承認されました。
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告
第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」はお目通
し願います。

本日の議題はすべて終了しました。

以上を持ちまして、さくら市農業委員会9月定例総会を閉会いたしま
す。大変ご苦労様でした。

(午後4時05分閉会)